

八戸港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 23 年 4 月

八戸港港湾管理者

青 森 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成21年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会

の議を経た八戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 水域施設計画	2
その他重要事項	3
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能 するために必要な施設	3

変更理由

大型船舶航行時の更なる安全性の向上等を図るため、河原木地区において、水域施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 水域施設計画

大型船舶航行時の更なる安全性の向上等を図るため、泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について計画を変更する。

1-1 泊地

河原木地区 水深14m 面積2ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
河原木地区 水深14m 面積14ha)

1-2 航路・泊地

河原木地区 水深14m 面積97ha (うち62ha既設)

[既設の変更計画]

(既設
河原木地区 水深14m 面積62ha)

その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設として、以下の施設について計画を変更する。

河原木地区

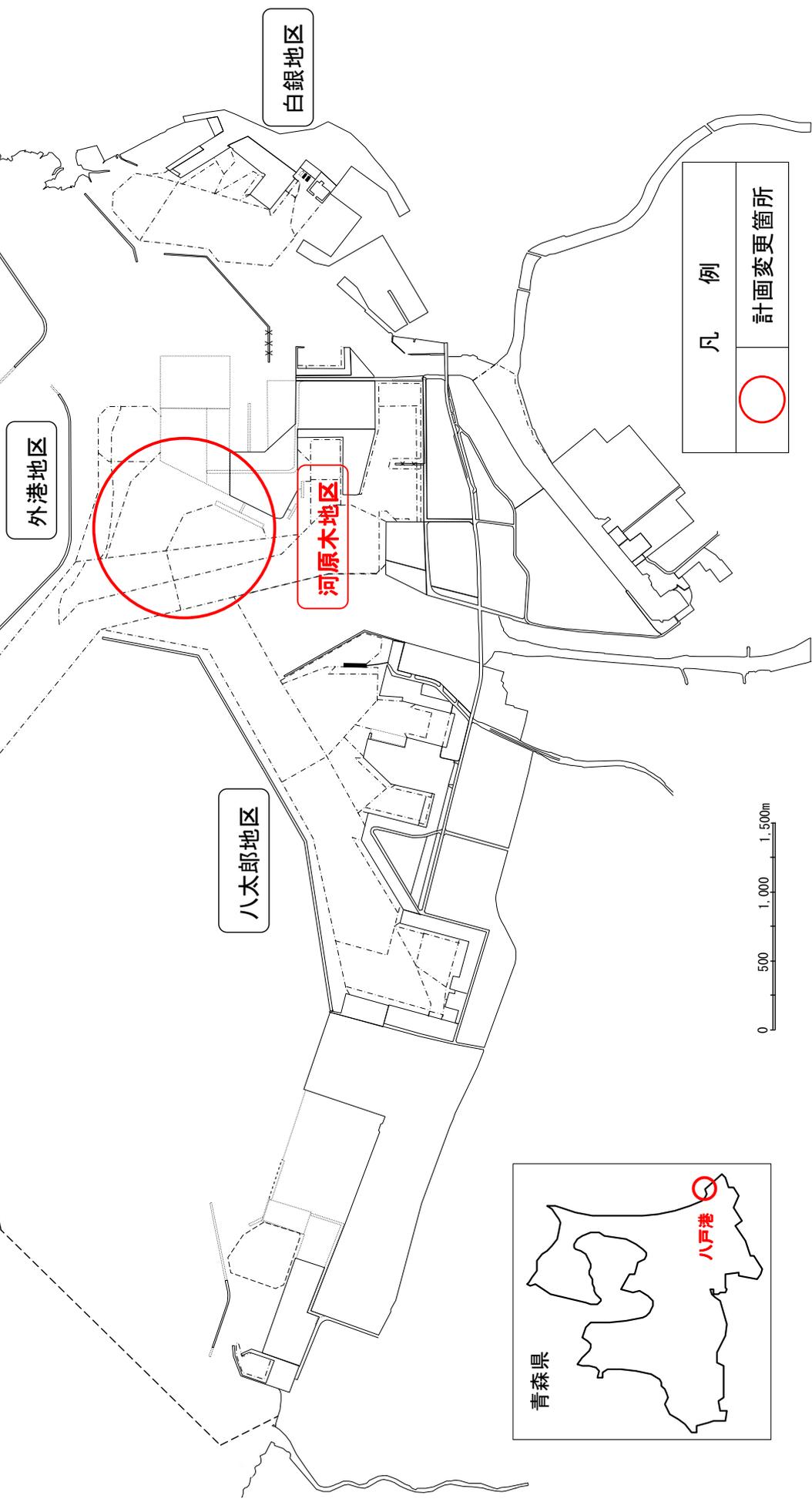
航路・泊地 水深14m 面積97ha（うち62ha既設）

[既設の変更計画]

（ 既設
河原木地区 水深14m 面積62ha ）

八戸港港湾計画位置図

八戸港港湾区域



凡 例	
	計画変更箇所



